

証券コード 6730
2020年6月15日

株主の皆さまへ

東京都千代田区外神田四丁目14番1号



株式会社 **アクセル**

代表取締役社長 松 浦 一 教

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現在は新型コロナウイルス感染拡大を完全かつ徹底的に封じ込めるために極めて重要な局面にあると認識しております。この局面を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、株主さまと当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただきますよう、強くお願い申し上げます。

なお、本年の株主総会はお土産をご用意しておりません。議決権行使をしてくださった株主さま全員に2020年8月中を目処にクオカードをお送りする予定です。

株主の皆さまにおかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月29日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月30日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 2階 薫風の間
- ・前記のとおり、株主さまと当社役職員の感染リスクを避けるため、株主さまはご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。
 - ・例年に比べ小規模な会場で開催させていただきます。また、会場の座席の間隔を空けることから、ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。そのため、ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。
3. 株主総会の目的事項
- 報 告 事 項
- 1 第25期(自2019年4月1日至2020年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第25期(自2019年4月1日至2020年3月31日)計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.axell.co.jp/>)より、発信情報をご確認くださいませう、併せてお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ・事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「剰余金の配当等の決定に関する方針」「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎本招集ご通知の発送日は2020年6月15日ですが、早期開示の観点から2020年6月10日より当社ウェブサイトに掲載しております。

【議決権行使の方法について】

- (1)郵送(書面)による議決権行使について
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
- (2)インターネットによる議決権行使について
議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(22頁)をご確認ください。
- (3)複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効といたします。

以 上

目次

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	10
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件	17
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の 割当てのための報酬決定の件	19
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	22

（添付書類）

事業報告

企業集団の現況	23
当連結会計年度の事業の状況	23
直前3事業年度の財産及び損益の状況	26
重要な子会社の状況	27
対処すべき課題	28
会社役員の状況	30
取締役の状況	30
責任限定契約の内容の概要	31
取締役の報酬等の総額	31
連結貸借対照表	32
連結損益計算書	33
貸借対照表	34
損益計算書	35
連結計算書類に係る会計監査報告	36
計算書類に係る会計監査報告	38
監査等委員会の監査報告	40

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50%を配当額とすること（配当性向50%）を原則としております。配当性向50%で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討いたします。なお、配当性向につきましては、連結決算を優先いたします。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株につき21円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額
当社普通株式 1 株につき金 21 円
総額 234,939,537 円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020 年 7 月 1 日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の再任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

まつうら
松浦

かずのり
一教

再任



生年月日

1970年1月25日生

満50歳

所有する当社の株式数

388,800株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社

1998年4月 当社入社

2004年4月 当社技術グループシニアマネージャー

2006年6月 当社取締役技術グループアシスタントゼネラルマネージャー

2010年6月 当社取締役技術グループゼネラルマネージャー

2012年6月 当社代表取締役社長（現任）

2014年4月 筑波大学客員教授（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

松浦一教氏は、他社において豊富な半導体開発の経験を持ち、当社においては代表取締役社長として事業推進、経営管理に携わっております。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。



生年月日

1966年8月4日生

満53歳

所有する当社の株式数

18,000株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1989年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
2002年1月 当社入社
2004年4月 当社営業グループシニアマネージャー
2006年6月 当社取締役営業グループアシスタントゼネラルマネージャー
2010年6月 当社取締役営業グループゼネラルマネージャー
2012年6月 当社代表取締役副社長営業グループゼネラルマネージャー
2018年6月 当社代表取締役副社長営業グループ、管理グループ管掌
2019年5月 ax株式会社取締役（現任）
2020年4月 当社代表取締役副社長（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

齊藤昭宏氏は、他社において豊富な半導体営業・事業推進の経験を持ち、当社においては代表取締役副社長として事業推進・経営管理に携わっております。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。



生年月日

1976年9月30日生

満43歳

所有する当社の株式数

10,000株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2001年4月 当社入社
2009年1月 当社技術グループシニアマネージャー
2012年6月 当社取締役技術グループゼネラルマネージャー
2019年4月 当社取締役技術グループ管掌 情報セキュリティ担当ゼネラルマネージャー
2020年4月 当社取締役情報セキュリティ担当ゼネラルマネージャー（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

蟹江幸司氏は、在学時に当社と共同研究を行っている研究室に所属し、当社入社後は豊富な開発業務経験を重ね、現在は情報セキュリティ部門を中心とした経営全般に携わっております。その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。



生年月日

1983年12月12日生

満36歳

所有する当社の株式数
1,100株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2006年 4 月 当社入社
2011年 3 月 筑波大学大学院システム情報工学研究科博士後期課程修了（工学博士）
2013年 4 月 当社技術グループシニアマネージャー
2014年 4 月 筑波大学客員准教授（現任）
2018年 6 月 当社取締役新規事業推進担当ゼネラルマネージャー 技術グループアルゴリズムチームチームリーダー
2018年 7 月 株式会社VIPPOOL取締役（現任）
2019年 4 月 当社取締役技術グループアルゴリズムチーム管掌 新規事業推進担当ゼネラルマネージャー（現任）
2019年 5 月 ax株式会社取締役（現任）
2019年 8 月 モーションポートレート株式会社取締役（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

客野一樹氏は、在学時に当社と共同研究を行っている研究室に所属し、当社入社後は一貫して当社LSI製品の差別化要素となる独自技術の研究開発に携わり、研究開発部門のリーダーを務め、現在は新規事業分野の経営に携わっております。今後も新規事業分野における事業推進において主導的役割が期待されるとともに、その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢です。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、現在の監査等委員である取締役4名の再任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



生年月日

1958年1月28日生

満62歳

所有する当社の株式数

0株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 日本電気株式会社入社
2005年1月 NECエレクトロニクス株式会社システムメモリ事業部長
2007年5月 同社アドバンストASIC事業部長
2008年7月 同社システムASIC事業部長
2010年4月 ルネサスエレクトロニクス株式会社イメージングデバイス事業部長
2011年10月 同社産業ネットワーク第二事業部長
2012年10月 同社退職
2014年4月 中小企業診断士登録
2017年4月 国立研究開発法人科学技術振興機構入職
2018年6月 当社社外取締役[監査等委員]
2019年6月 当社社外取締役[常勤監査等委員]（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（14回中14回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

西坂禎一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社が属する半導体業界における長年の多様な業務を通じて、新規事業分野を含めた事業推進に必要とされる豊富な経験と幅広い見識等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

なお、西坂禎一郎氏が過去に在籍したルネサスエレクトロニクス株式会社と当社との間には当社製品の製造委託にかかる仕入の取引関係があるものの、同氏が同社の職を辞してから7年が経過しており現時点においては同社との間に何らの関係もなく、同氏の監査等委員である社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼさないものと考えております。



生年月日

1951年6月18日生

満69歳

所有する当社の株式数

0株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年4月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
 1977年3月 公認会計士登録
 1982年1月 三村勝也公認会計士税理士事務所開設（現任）
 2008年6月 当社社外監査役
 2016年6月 当社社外取締役[監査等委員]
 2016年10月 株式会社稲葉製作所社外取締役（現任）
 2017年12月 富士山の銘水株式会社社外監査役
 2018年6月 当社社外取締役[常勤監査等委員]
 2018年7月 富士山の銘水株式会社社外取締役
 2019年6月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）
 2019年6月 ファナック株式会社監査役（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（14回中14回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

三村勝也氏は、公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・豊富な経験等に加え、会社経営に関する知見も有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



生年月日

1953年2月9日生

満67歳

所有する当社の株式数

100株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1975年4月 株式会社平和相互銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
- 1981年11月 山一証券株式会社入社
- 1993年11月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
投資銀行部門法人部長
- 2000年2月 ストラテジック キャピタルパートナーズ
株式会社設立代表取締役（現任）
- 2010年6月 当社社外取締役
- 2016年6月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）
- 2016年11月 株式会社立誠社監査役（現任）
- 2017年3月 ケン不動産投資顧問株式会社代表取締役社長
- 2017年6月 株式会社シブヤテレビジョン代表取締役社長
（現任）

■ 取締役会への出席状況

92%（13回中12回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

93%（14回中13回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

鈴木眞巨氏は、複数の会社における豊富な業務経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



生年月日

1963年12月12日生

満56歳

所有する当社の株式数

0株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年10月 中央新光監査法人入所
 1995年 8 月 公認会計士登録
 1997年 1 月 株式会社矢野製作所入社
 2003年 3 月 ヤノエレクトロニクス・タイランド出向
 代表取締役副社長
 2004年 4 月 株式会社矢野製作所帰任
 2004年 9 月 五十島公認会計士事務所代表（現任）
 2008年 6 月 当社社外監査役
 株式会社イージェーワークス監査役
 Lunascape株式会社監査役
 2011年12月 太洋物産株式会社常勤監査役
 2012年 6 月 株式会社新東京グループ社外監査役（現任）
 2015年10月 株式会社クラスター会計代表取締役社長
 2016年 6 月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）
 2017年12月 太洋物産株式会社社外取締役
 2019年 1 月 TIS税理士法人 代表社員（現任）

■ 取締役会への出席状況

92%（13回中12回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

93%（14回中13回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

五十島滋夫氏は、公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・豊富な経験等に加え、会社経営に関する知見も有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西坂禎一郎、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の4氏は社外取締役候補者であります。
3. 西坂禎一郎、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の4氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。西坂禎一郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年、鈴木眞巨氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって10年（うち監査等委員である社外取締役の在任期間は4年）、三村勝也、五十島滋夫の2氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、三村勝也、五十島滋夫の2氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、西坂禎一郎、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。なお、4氏が再任された場合、当社は4氏との間で責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、西坂禎一郎、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本総会において4氏が監査等委員である取締役に再任された場合、引き続き4氏を独立役員として届け出る予定です。
6. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢です。

(ご参考)

当社は、以下のとおり社外取締役の独立性に関する基準を定めております。

社外取締役の独立性に関する方針として、会社法が定める社外取締役の基準を満たすとともに、以下の要件を満たす者を独立役員として選任いたします。

1. 次の事項に該当する場合は『独立役員』とは言えないと判断いたします。

<取引関係>

①当社グループの主要な取引先(注1)の業務執行者(注2)

<主要株主>

②当社グループの10%以上の議決権を保有している株主又はその業務執行者

③当社グループが10%以上の議決権を保有している者の業務執行者

<アドバイザー・専門的サービス提供者>

④当社グループの法定監査を行う監査法人の社員、パートナー又は従業員

⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ている
コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家

<社外役員の「持ち合い」関連(相互就任)>

⑥当社グループの業務執行者が他の会社にて社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者

<寄付先>

⑦当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受領している団体の業務執行者

<近親者>

⑧上記①から⑦までの、配偶者又は2親等内の親族もしくは同居の親族

<その他>

⑨過去3年間において上記①から⑧に該当していた者

2. 上記形式要件以外にも実質的な独立性を慎重に考慮するものといたします。

3. 独立役員は、上記1に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに当社に報告するものといたします。

(注) 1. 「主要な取引先」とは、その直近の年間取引金額が当社の売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものを意味しております。

2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人を意味しております。

3. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人・団体の場合は連結売上高の2%を超えることを意味しております。

以上

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月18日開催の第21期定時株主総会において、固定報酬枠として年額100百万円以内、業績連動報酬枠（短期業績連動報酬）として年額65百万円以内（ただし、業務執行しない取締役は含まない。）、業績連動報酬枠（中長期業績連動報酬）として直近3事業年度の自己資本利益率（ROE）の平均が10%以上の場合、総額50百万円（ただし、当該直近3事業年度の全期間に在任する業務執行取締役に限る。）を支給することとしてご承認いただき今日に至っておりますが、今般、当社における役員報酬制度を見直し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を、従来どおり固定報酬枠と業績連動報酬枠で構成したうえで、固定報酬枠については将来的な員数の増加に備えた増額、業績連動報酬枠のうち短期業績連動報酬については資本コストを意識した報酬体系への変更を行い、業績連動報酬枠のうち中長期業績連動報酬につきましては現行の制度に代えて新しい株式報酬制度へ改定させていただきたいと存じます。株式報酬制度の導入については、第5号議案にて付議いたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしく、また、業績連動報酬の支給対象には業務執行しない取締役を含まないものとしたしく存じます。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第2号議案のご承認が得られた場合も変更はなく、対象取締役は4名となります。

今回改定する固定報酬枠及び業績連動報酬枠の算定方法並びに今回の改定を相当とする理由は次のとおりであります。

1. 固定報酬枠

将来的な取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数の増加に備えるため、現行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬枠である年額100百万円以内を年額150百万円以内としたしく存じます。また、次のとおり固定報酬減額条項を設けることといたします。

（固定報酬減額条項）＊対象は業務執行取締役のみといたします。

- ①当期純損失（連結決算優先）を計上した場合、翌期固定報酬を6ヶ月間役職に応じて30～20%相当分を減額する
- ②上記固定報酬の減額は最低額とし、状況により取締役会で減額幅拡大の検討を行う

2. 業績連動報酬枠（短期業績連動報酬）

資本コストを意識した報酬体系への変更に加え、報酬と業績との連動性を一層高めるため現行の業績連動報酬枠（短期業績連動報酬）である年額65百万円以内を以下の算定方法により算出される報酬枠に改定いたしたく存じます。

（算定方法）

業績連動報酬枠は自己資本利益率（ROE）を基準として以下のとおりといたします。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行		改定案	
自己資本利益率 （ROE）	報酬枠	自己資本利益率 （ROE： <u>連結決算</u> <u>優先</u> ）	報酬枠
5 %未満	—	5 %未満	—
5 %以上8 %未満	<u>20</u> 百万円	5 %以上8 %未満	—
8 %以上12 %未満	<u>40</u> 百万円	8 %以上12 %未満	<u>50</u> 百万円
12 %以上	<u>65</u> 百万円	12 %以上 <u>16 %</u> 未満	<u>80</u> 百万円
—	—	<u>16 %以上は4 %上</u> <u>がること</u>	<u>20百万円を上乗せ</u>

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入することについて、続く第5号議案に付議いたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社はこれまで、中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、中長期業績連動報酬として直近3事業年度の自己資本利益率（ROE）の平均が10%以上の場合、総額50百万円を支給することとしてきましたが、今般、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業績連動報酬枠のうち中長期業績連動報酬につきましては現行の制度に代えて、第4号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定についてご承認いただくことを条件といたしまして、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、新たな株式報酬制度として一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたく存じます。

<設定する金銭報酬債権の総額>

対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、将来の増員も見込んだうえで、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、第4号議案に記載の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠で、年額30百万円以内といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第2号議案のご承認が得られた場合も変更はなく、対象取締役は4名となります。

今回改定する固定報酬枠及び業績連動報酬枠の算定方法並びに今回の改定を相当とする理由は次のとおりであります。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限は次のとおりであります。

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締

役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数37,500株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以後、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日より、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった場合は、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとする。

また、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (3) インターネットによる議決権の行使は、2020年6月29日（月曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. パスワードの取り扱い

- (1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年 4月 1日)
至 2020年 3月 31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、個人消費も持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調が持続いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元の経済状況は急速に悪化しており、先行きは極めて厳しい状況が続くことが想定されております。

当社グループの主力市場であるパチンコ・パチスロ機市場は、レジャーの多様化や依存症対策を目的として改正された「風適法施行規則等」の影響等により、遊技ホールの新台購入意欲が低迷するなど厳しい市場環境が続いております。また、厳しい市場環境を背景にパチンコ・パチスロ機メーカーのコスト削減意識は高く、当社製品を含む構成部材のリユース（再利用）が一層浸透するなど、当社グループを取り巻く事業環境は厳しさが増しております。

かかる環境の中で当社グループは、パチンコ・パチスロ機市場での安定収益確保に向けた取り組みに加え、組み込み機器市場（注）に向けたグラフィックスLSIの販売拡大、さらには新規事業と位置づけるミドルウェア、機械学習（AI）、ブロックチェーン、セキュリティの4領域における早期事業化に向けた活動にも注力いたしました。

また、新規事業の展開を加速させる観点から、組織再編やアライアンス、出資の検討等を積極的に実施しており、2019年5月22日には機械学習（AI）、ミドルウェア領域の事業を推進するax株式会社（出資比率90%）を設立いたしました。さらには同社の事業を加速させるため、bitcraft株式会社及びモーションポートレート株式会社をM&Aにより孫会社化いたしました。なお、bitcraft株式会社は当社グループの経営効率化を目的に2019年10月1日付でax株式会社が吸収合併しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,265百万円、売上総利益は2,948百万円となりました。販売費及び一般管理費は2,555百万円、うち研究開発費は1,549百万円となりました。以上により、営業利益は393百万円、経常

利益は535百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は468百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

(注) 「組み込み機器市場」とは、パチンコ・パチスロ機以外の組み込み機器の製造に係る市場として使用しております。組み込み機器とはコンピュータが内部に組み込まれており、そのコンピュータに特定のアプリケーションに特化した処理を行わせる電子装置を意味しております。医療機器や自動販売機、生活家電など多種多岐にわたる機器が組み込み機器に該当いたします。

なお、新規事業の進展によるセグメント情報の量的な重要性の増加に加え、プロジェクト管理体制の充実、組織再編に伴う経営管理体制の実態等を踏まえ、当連結会計年度よりセグメント別の記載を開始しております。セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(1) LSI開発販売関連

LSI開発販売関連は既存事業であるパチンコ・パチスロ機向けと組み込み機器向け製品から構成されており、売上高9,068百万円、セグメント利益1,615百万円となりました。パチンコ・パチスロ機向け製品では、グラフィックスLSIが在庫調整の影響を受けた前期に対し、約10万個増加となる約39万個の販売となりました。さらには、メモリモジュール（注）製品は新規採用に加え、採用顧客の好調な販売動向に支えられ、大幅な販売増加となりました。一方、組み込み機器向け製品は、顧客の需要動向により前期を下回る販売となりました。

(注) 「メモリモジュール」とは、パチンコ・パチスロ機の画像表示用基板に搭載される画像データを保持しておく部分の仕組みを意味しております。

(2) 新規事業関連

新規事業関連はミドルウェア、機械学習（AI）、ブロックチェーン、セキュリティ領域に向けたスタートアップ事業であり、ミドルウェア、機械学習（AI）領域での売上高を中心に、売上高196百万円、セグメント損失641百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は62百万円であります。

その主な内訳は、設計開発用機材等として18百万円、設計開発用ソフトウェア等として11百万円、管理系機材等として32百万円となっております。

- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度における設備投資等は、すべて自己資金で賄っております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社の連結子会社であるax株式会社は、2019年10月1日付でax株式会社を存続会社とする吸収合併により、当社の連結子会社であるbitcraft株式会社の権利義務を承継いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2019年5月22日をもってax株式会社を設立し、同社の発行済株式の90%を取得し連結子会社といたしました。また、ax株式会社は2019年7月1日付でbitcraft株式会社、2019年8月1日付でモーションポートレート株式会社の全株式を取得いたしました。
なお、ax株式会社は2019年10月1日付でbitcraft株式会社を吸収合併しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第22期 (2017年3月期)	第23期 (2018年3月期)	第24期 (2019年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	—	—	—	9,265
経 常 利 益 (百万円)	—	—	—	535
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	—	—	—	468
1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	41.85
総 資 産 (百万円)	—	—	—	11,146
純 資 産 (百万円)	—	—	—	9,836
1株当たり 純資産額 (円)	—	—	—	876.72

(注) 1. 第25期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第24期以前については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第22期 (2017年3月期)	第23期 (2018年3月期)	第24期 (2019年3月期)	第25期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	8,012	8,477	5,003	9,158
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	162	164	△1,651	588
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	92	80	△2,000	523
1株当たり当期純利 益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	8.30	7.18	△178.83	46.82
総 資 産 (百万円)	12,029	13,035	9,701	11,128
純 資 産 (百万円)	11,457	11,418	9,313	9,867
1株当たり 純資産額 (円)	1,024.16	1,020.67	832.45	881.70

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	事業内容
ax株式会社	150百万円	90.00%	AIに関するコンサルティング (AIアプリの開発等) AIに関するフレームワークの開発、販売 ミドルウェア (AXIP) の販売
モーションポート レート株式会社	50百万円	100.00% (100.00%)	コンピュータソフトウェアの開発販売 ソリューションサービスの企画開発 AIアプリの開発等

- (注) 1. ax株式会社は2019年5月22日付で設立いたしました。
2. ax株式会社は2019年7月1日付でbitcraft株式会社、2019年8月1日付でモーションポートレート株式会社の全株式を取得し連結子会社といたしました。なお、ax株式会社は2019年10月1日付でbitcraft株式会社を吸収合併しております。
3. 議決権比率欄の () 内は、間接所有割合を内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは持続的な成長のため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 新規事業の規模拡大について

当社グループの主力市場であるパチンコ・パチスロ機市場は、市場の漸減傾向に加え、パチンコ・パチスロ機構成部材のリユースによる需要縮小の影響を受けるなど、厳しい環境が続いております。今後の市場動向につきましても、当面は不透明な状況が続くことが想定されております。このような状況の中、当社グループが持続的な成長を実現していくためには、事業の多角化等による新たな収益機会の獲得が必要不可欠であると考えております。

現在、事業の多角化に向けた取り組みとして、医療機器や産業用機器等の組み込み機器に向けたグラフィックスLSIの販売拡大に加え、ミドルウェア、機械学習（AI）、ブロックチェーン、セキュリティの4領域における事業化に注力しております。当社グループでは、事業の多角化に向けて組織改正や子会社設立などの体制整備を進めるとともに、事業化を一層加速させるためのアライアンスやM&A、事業投資の検討等を積極的に進めております。

② パチンコ・パチスロ機市場での安定収益の確保について

パチンコ・パチスロ機市場は厳しい市場環境が続いておりますが、同市場は当社グループ製品をはじめとする電子部品の需要が旺盛な巨大な市場であることに加え、当社グループにおいて事業化が可能な未参入領域も多く残されており、引き続き重要な市場であると考えております。

同市場に向けましては、引き続き主力製品であるグラフィックスLSIを中核製品とし、システムビジネスへの展開、さらには同市場内における新たな領域への製品開発など製品の多様化を図ってまいります。また、顧客の開発負担を軽減する開発支援環境の整備向上を図り、顧客とより密着した付加価値の高いソリューションを提供してまいりたいと考えております。このような施策を有機的に展開し、厳しい市場環境においても安定収益の確保と中長期的な成長を実現してまいりたいと考えております。

③ 知的財産権の保護・保全及び他社の知的財産権の侵害リスクを排斥するための取り組みについて

当社グループは、開発した各種技術に係る知的財産権の保護・保全に加え、当社グループの事業規模の拡大に応じて、他社の知的財産権の侵害リスクが高まるとの認識のもと、他社の権利を侵害しないための体制整備が重要な課題であると認識しております。以上の課題に対し当社グループでは、社長直轄の知的財産権全般にわたる担当部署を設置するとともに弁理士との緊密な関係構築や知的財産権に関する社内セミナーの開催といった取り組みを継続的に実施しております。今後におきましても、研究開発担当者、知的財産権

を統括する部署及び弁理士との連携強化を進め、さらなる実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

④ コーポレート・ガバナンスの充実について

当社グループは、継続的な企業価値向上及び持続可能な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると考えており、業態、事業規模等に見合ったコーポレート・ガバナンス体制を適宜構築していくことが重要な課題であると考えております。

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

当社は、企業理念に定める「Mission」「Vision」「Values」の価値観を共有して事業に取り組む。また、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指す。

アクセル企業理念

- Mission : 洗練された製品・サービスの創造を通じ、世の中の革新に貢献しよう
- Vision : 先端テクノロジー企業として、グローバルに活躍することを目指そう
- Values : 顧客の満足を第一としよう
プロフェッショナルとして挑戦することを楽しもう
多様性を尊重し、仲間と、より大きなことを為そう
スピードを上げよう

以下の項目につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.axell.co.jp/>) に掲載しております。

1. 企業集団の現況 (5) 主要な事業内容、(6) 主要な営業所及び工場、(7) 従業員の状況、(8) 主要な借入先の状況、(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項、
2. 株式の状況、
3. 会社の新株予約権等に関する事項

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 浦 一 教	筑波大学客員教授
代表取締役副社長	斉 藤 昭 宏	営業グループ、管理グループ管掌 ax株式会社 取締役
取 締 役	蟹 江 幸 司	技術グループ管掌 情報セキュリティ担当ゼネラルマネージャー
取 締 役	客 野 一 樹	技術グループアルゴリズムチーム管掌 新規事業推進担当ゼネラルマネージャー 筑波大学客員准教授 株式会社VIPPOOL 取締役 ax株式会社 取締役 モーションポートレート株式会社 取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	西 坂 禎 一 郎	中小企業診断士
取 締 役 (監査等委員)	三 村 勝 也	公認会計士・税理士 株 式 会 社 稲 葉 製 作 所 社外取締役 フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 眞 巨	ストラテジックキャピタルパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社シブヤテレビジョン 代表取締役社長 株 式 会 社 立 誠 社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	五十島 滋 夫	公認会計士・税理士 T I S 税理士法人 代表社員 株式会社新東京グループ 社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）西坂禎一郎氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）三村勝也氏及び五十島滋夫氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 2020年4月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。
- ・斉藤昭宏氏は代表取締役副社長営業グループ、管理グループ管掌から、営業グループ、管理グループ管掌が外れ代表取締役副社長となりました。
 - ・蟹江幸司氏は取締役技術グループ管掌 情報セキュリティ担当ゼネラルマネージャーから、技術グループ管掌が外れ取締役情報セキュリティ担当ゼネラルマネージャーとなりました。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）西坂禎一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役（監査等委員）西坂禎一郎氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）西坂禎一郎氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （－名）	81百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	31百万円 （31百万円）
合 計 （うち社外取締役）	8名 （4名）	112百万円 （31百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月18日開催の第21期定時株主総会において、固定報酬枠として年額100百万円以内、業績連動報酬枠として短期業績連動報酬を年額65百万円以内、中期業績連動報酬を総額50百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月18日開催の第21期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

以下の項目につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.axell.co.jp/>) に掲載しております。

4. 会社役員の状況 (4) 社外役員に関する事項、5. 会計監査人の状況、6. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、7. 剰余金の配当等の決定に関する方針、8. 会社の支配に関する基本方針

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,103	流 動 負 債	1,272
現金及び預金	8,071	買 掛 金	662
売 掛 金	862	未 払 法 人 税 等	122
商 品 及 び 製 品	1,080	未 払 消 費 税 等	203
仕 掛 品	0	そ の 他	283
原材料及び貯蔵品	0	固 定 負 債	38
貸 倒 引 当 金	△0	資 産 除 去 債 務	38
そ の 他	88	負 債 合 計	1,310
固 定 資 産	1,043	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	120	株 主 資 本	9,690
建 物	69	資 本 金	1,018
工具、器具及び備品	51	資 本 剰 余 金	861
無 形 固 定 資 産	79	利 益 剰 余 金	7,809
の れ ん	53	自 己 株 式	△0
そ の 他	25	その他の包括利益累計額	118
投資その他の資産	843	そ の 他 有 価 証 券	118
投 資 有 価 証 券	660	評 価 差 額 金	
繰 延 税 金 資 産	34	新 株 予 約 権	3
そ の 他	147	非 支 配 株 主 持 分	24
資 産 合 計	11,146	純 資 産 合 計	9,836
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,146

連結損益計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,265
売 上 原 価		6,316
売 上 総 利 益		2,948
販売費及び一般管理費		2,555
営 業 利 益		393
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	5	
助 成 金 収 入	102	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	29	
そ の 他	4	142
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費 償 却	0	
そ の 他	0	0
経 常 利 益		535
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	0	0
特 別 損 失		
減 損 損 失	21	
会 員 権 評 価 損	5	
そ の 他	1	28
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		507
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	93	
法 人 税 等 調 整 額	△48	44
当 期 純 利 益		462
非支配株主に帰属する当期純損失		△5
親会社株主に帰属する当期純利益		468

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,873	流 動 負 債	1,222
現金及び預金	7,882	買 掛 金	662
売 掛 金	827	前 受 金	1
商品及び製品	1,080	未 払 金	206
原材料及び貯蔵品	0	未 払 費 用	16
前 渡 金	0	未 払 法 人 税 等	120
前 払 費 用	82	未 払 消 費 税 等	199
そ の 他	1	預 り 金	14
固 定 資 産	1,254	固 定 負 債	38
有形固定資産	120	資 産 除 去 債 務	38
建 物	69	負 債 合 計	1,260
工具、器具及び備品	51	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	25	株 主 資 本	9,745
特 許 権	1	資 本 金	1,018
ソフトウェア	23	資 本 剰 余 金	861
投資その他の資産	1,107	資 本 準 備 金	861
投資有価証券	660	利 益 剰 余 金	7,865
関係会社株式	320	利 益 準 備 金	1
長期前払費用	9	その他利益剰余金	7,864
敷金及び保証金	70	繰越利益剰余金	7,864
繰延税金資産	34	自 己 株 式	△0
そ の 他	13	評価・換算差額等	118
資 産 合 計	11,128	その他有価証券	118
		評 価 差 額 金	
		新 株 予 約 権	3
		純 資 産 合 計	9,867
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,128

損 益 計 算 書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,158
売 上 原 価		6,285
売 上 総 利 益		2,873
販売費及び一般管理費		2,427
営 業 利 益		446
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	5	
為 替 差 益	1	
助 成 金 収 入	102	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	29	
そ の 他	3	142
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費 償 却	0	
そ の 他	0	0
経 常 利 益		588
特 別 損 失		
減 損 損 失	15	
会 員 権 評 価 損	5	20
税 引 前 当 期 純 利 益		567
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	93	
法 人 税 等 調 整 額	△49	43
当 期 純 利 益		523

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 ア ク セ ル

2020年6月3日

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 横 内 龍 也 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクセルの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

株 式 会 社 ア ク セ ル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横 内 龍 也	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯 塚 徹	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクセルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、役員報酬制度を一部見直し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しました。本制度の導入目的等及び概要は、連結及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記（譲渡制限付株式報酬制度の導入）に記載のとおりです。

2020年6月4日

株 式 会 社 ア ク セ ル 監 査 等 委 員 会

監査等委員（常勤）	西 坂 禎 一 郎 ⑩
監査等委員	三 村 勝 也 ⑩
監査等委員	鈴 木 眞 巨 ⑩
監査等委員	五十島 滋 夫 ⑩

（注）監査等委員4名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

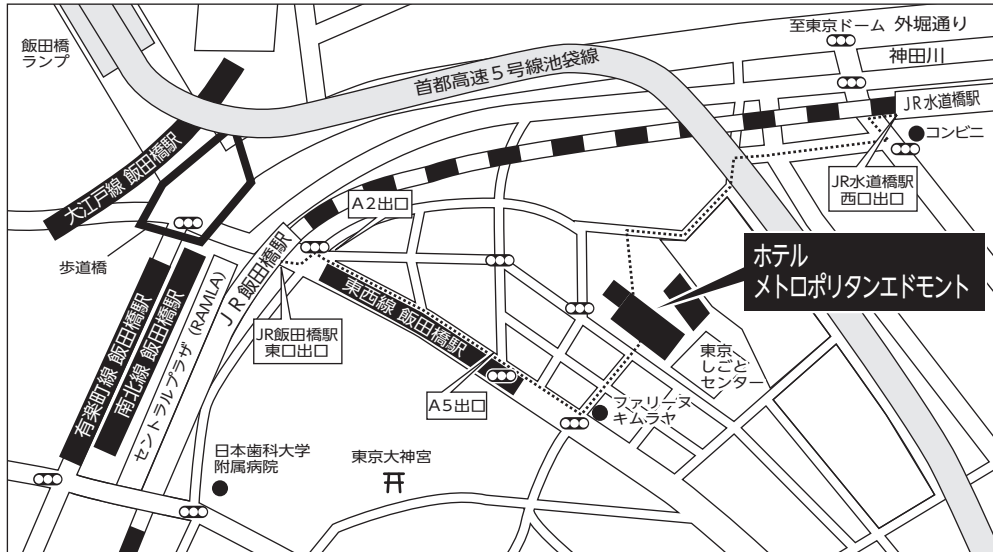
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



会 場：東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号

ホテルメトロポリタンエドモント 2階 薫風の間

TEL 03-3237-1111

最 寄 駅：・ JR 飯田橋駅東口より徒歩約5分

・ 地下鉄有楽町線／南北線／大江戸線 飯田橋駅A2出口より徒歩約5分

・ 地下鉄東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩約2分

・ JR 水道橋駅西口より徒歩約5分



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第25期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

株式会社 アクセル

目次

事業報告

企業集団の現況	1
主要な事業内容	1
主要な営業所及び工場	1
従業員の状況	1
主要な借入先の状況	2
その他企業集団の現況に関する重要な事項	2
株式の状況	3
会社の新株予約権等に関する事項	4
会社役員の状況	5
社外役員に関する事項	5
会計監査人の状況	6
職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	7
剰余金の配当等の決定に関する方針	12
会社の支配に関する基本方針	12

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	13
連結注記表	14

計算書類

株主資本等変動計算書	25
個別注記表	26

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.axell.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

1. 企業集団の現況

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、LSI開発販売関連事業及び新規事業関連事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりです。

区分	事業内容
LSI開発販売関連	遊技機器及び組み込み機器向け各種LSI製品、基板製品及び電子機器の開発、販売
新規事業関連	ミドルウェア、機械学習（AI）、ブロックチェーン、セキュリティ領域における製品の開発、販売及びソリューションの提供

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本 社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号

② 子会社

名称	所在地
a x 株式会社	東京都渋谷区鷺谷町19番22号
モーションポートレート株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目11番9号

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
103 (15) 名	－

(注) 1.当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

2.従業員数は就業人員であり、派遣社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
87 (13) 名	3名増 (13名減)	45.1歳	10.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、派遣社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

短期業績連動報酬（役員賞与）の辞退について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬枠に加え、短期及び中長期の業績連動報酬枠により構成されております。このうち、短期の業績連動報酬枠は、自己資本利益率（ROE）が5%以上8%未満で年額20百万円、8%以上12%未満で40百万円、12%以上で65百万円以内として株主総会でご承認をいただいております。

当事業年度の自己資本利益率（ROE）は5.5%であり、上記基準の「5%以上8%未満」を達成しておりますが、本株主総会で付議する新たな業績連動報酬の支給基準に対しては未達となるため、当該役員賞与につき、全取締役（監査等委員である取締役を除く。）より辞退する旨の申し出がありました。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の改定につきましては、2020年6月30日開催予定の第25期定時株主総会招集ご通知、決議事項第4号及び第5号議案をご参照ください。

CSR活動について

当社は、企業の社会性を認識し社会貢献活動を重要な責務として捉え、企業体力に見合った規模で各種CSR（注）活動を実施しております。当事業年度におきましては、公益財団法人日本心臓財団、公益財団法人がん研究会への寄付金に加え、日本赤十字社を通じた災害義援金等の拠出を実施しております。

また、組み込み技術者の育成を目的として、筑波大学において大学生に向けた教育プログラムを実施しております。本教育プログラムは、一般財団法人キャンパスOJT型産学連携教育推進財団を通じた当社の寄付等によって運営され、当社のエンジニアも講師として派遣しております。本プログラムでは、将来のわが国を担う技術者の育成、ひいては日本が世界に誇る組み込み技術の発展に貢献してまいりたいと考えております。

2020年3月期における災害義援金等の拠出先

- ・令和元年8月豪雨災害義援金
- ・令和元年台風第15号千葉県災害義援金
- ・令和元年台風第19号災害義援金

（注）CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略であり、持続可能な社会形成を目的として、企業が経済活動に加えて社会や環境などの要素に向けても責任ある活動をすべきであるという概念であります。

2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 23,112,000 株

（2）発行済株式の総数 11,187,749 株

（3）株主数 5,185 名

（4）大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 々 木 譲	1,243,200株	11.11%
緑 屋 電 気 株 式 会 社	849,000	7.58
市 原 澄 彦	595,800	5.32
柴 田 高 幸	594,800	5.31
松 浦 一 教	388,800	3.47
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	368,000	3.28
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	354,200	3.16
森 屋 和 喜	330,000	2.94
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ	260,000	2.32
クレディ・スイス証券株式会社	194,400	1.73

（注）持株比率は自己株式（152株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

		2019年新株予約権	
発行決議日		2019年12月16日	
新株予約権の数		850個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 85,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり94,100円 (1株当たり941円)	
権利行使期間		2022年1月7日から 2026年1月6日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への 交 付 状 況	当社使用人	新株予約権の数	850個
		目的となる株式数	85,000株
		交付者数	85人

(注) 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び関係会社の役員又は従業員いずれかの地位にあることを要する。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役 (監査等委員)	鈴 木 眞 巨	ストラテジックキャピタルパートナーズ株式会社 株式会社シブヤテレビジョン	代表取締役 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	五十島 滋 夫	T I S 税理士法人	代表社員

(注) 当社と上記の各会社との間に重要な取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役 (監査等委員)	三 村 勝 也	株式会社稲葉製作所 ファナック株式会社	社外取締役 監 査 役
取締役 (監査等委員)	鈴 木 眞 巨	株式会社立誠社	監 査 役
取締役 (監査等委員)	五十島 滋 夫	株式会社新東京グループ	社外監査役

(注) 当社と上記の各会社との間に重要な取引関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	西 坂 禎一郎	当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、当社が属する業界での豊富な経験に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	三 村 勝 也	当事業年度において開催された取締役会13回、監査等委員会14回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	鈴 木 眞 巨	当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会14回のうち13回に出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	五十島 滋 夫	当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について適正であると判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社取締役及び使用人は、当社が定める企業理念及び行動規範に則り、法令及び定款等の遵守はもとより、企業の社会的存在意義を踏まえた社会から求められる価値観、倫理観を堅持する。
- ②当社は、代表取締役社長直属の組織として内部管理を担当する部署を設け、当該組織の長を内部監査実施者に選定する。この社内組織化された内部監査実施者は、業務執行組織から独立した視点で、取締役及び使用人の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。
- ③取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に決定又は承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務執行状況を監視する。また、独立性の高い社外取締役を選任する。
- ④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る発生事実についての通報窓口を社内に設けるとともに、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。
- ⑤当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。
- ⑥当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定め、また、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との協力体制を維持強化している。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る以下の情報の保存及び管理は、関係法令及び関連する社内規程等に従い、適切な保存を行うとともに、必要に応じて閲覧可能な状態での管理を行う。
 - イ. 株主総会議事録・取締役会議事録及び関係資料
 - ロ. 取締役及び重要な使用人が主催する重要な会議の議事録及び関係資料
 - ハ. 稟議書及び附属書類等、取締役の職務の執行に係る重要な文書
- ②上記以外の重要書類の保存及び管理については、関係法令等に従い、所管部署ごとに適切に保存及び管理する。

③取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要情報の保存を電磁的方法により行う場合のバックアップ体制を構築する。また、構築したバックアップ体制の強化を継続的に実施する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①危機管理規程を制定し、損失の危険を回避するための諸施策を講じる。また、損失の危険が現実化した場合、迅速かつ適切な対応を行う。
- ②事業の遂行に伴い発生する可能性のあるリスクは、当社を構成するチーム及び担当ごとに継続的な考察を実施し、その結果を取締役に報告する。
- ③企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時等における全社的な対応の可能性を検討する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、職制、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定める。
- ②当社は、原則としてすべての取締役が出席する定例取締役会を毎月1回開催し、取締役の職務執行状況報告を行う。
- ③取締役会は、代表取締役、社長及び役付役員を選定することで各取締役の職責を明確にする。また、主要事業部門を統括する役員を選定し、業務執行に係る責任の明確化を図る。
- ④当社は、代表取締役社長の意思決定を支える諮問会議として、業務執行取締役及び執行役員を中心に構成される事業推進会議を開催するほか、必要がある場合には稟議決裁手続きを行う。なお、事業推進会議には常勤の監査等委員も出席し、必要に応じた調査・評価・提言等を行う。
- ⑤当社は、代表取締役社長の指示の下、每期首において取締役会の承認を経た中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要とされる体制等を整備する。子会社は、当社監査等委員の監視・監査及び当社内部管理担当の内部監査を受ける。
- ②当社は、子会社管理に関する規程を整備し、子会社の重要な業務執行に関して当社取締役会において事前承認を必要とするとともに、毎月の業務執行状況を取締役会に対し報告させる。

- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社は、監査等委員会が職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「補助使用人等」という。）を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助使用人等として適切なものを任命することとする。
 - ②補助使用人等を置いた場合、当社は、補助使用人等の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件の決定につき、監査等委員会と協議の上、決定するものとする。
- (7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ①監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や使用人から以下の事項につき報告を受けるものとする。
 - イ. 定期的に報告を受ける事項
 - ・ 経営・事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況
 - ロ. 臨時に報告を受ける事項
 - ・ 経営に係る重要な発生事実
 - ・ 取締役の職務執行に係る不正行為、法令・定款に違反する重要な発生事実
 - ②監査等委員は、上記の情報を適切に入手するため、取締役会に出席する。また、常勤の監査等委員は、経営上重要性の高い社内会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を実施する。
 - ③内部通報窓口への通報内容は速やかに監査等委員会に報告する。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報に関する規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「株式会社アクセル監査等委員会監査等基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査等委員は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- ②当社は、監査等委員会と代表取締役との定期的な会合の開催、業務執行取締役との会合の開催、使用人等からの面談機会の設定、会計監査人との定期的な意見交換機会などを設け、監査等委員会が必要とする情報収集を行える体制を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の基本方針及び各種規程を定め、全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、これを運用する。また、その仕組みの有効性の評価を行い、継続的な改善を実施する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下の概要の通りであります。

①取締役の職務執行の体制について

定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、定款や法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、子会社に関する事項を含め業務執行状況の報告及び監督を行いました。また、事業推進会議を月1回以上開催し、代表取締役の意思決定を支える諮問会議として、業務執行の背景となる重要事項及び具体的対応策について審議いたしました。

②コンプライアンス体制について

コンプライアンス意識の醸成に努めるために、顧問弁護士や社外講師等を招いての実態に即したコンプライアンス教育を実施いたしました。また、内部通報窓口も設け適切な対応が行える体制を実施しております。

内部監査につきましては、各組織単位（グループ）を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況、リスク管理状況等について定期的に監査を実施しております。また、情報セキュリティに関しては、情報セキュリティ委員会による社内教育や情報監査等を実施し、情報セキュリティ対策の実効性の確保と維持向上に努めております。

③リスク管理体制について

定例取締役会において、各グループよりリスクに係る月次報告を実施し、リスクの特定及び対応策の策定・定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止を実施しております。また、災害を想定した事業継続計画を策定し、その有効性につき適宜見直しを実施しております。さらに、定期的に取り引先のチェックを行い、反社会的勢力との取引を排除する取り組みを実施しております。

④監査等委員会の監査体制について

監査等委員は、監査等委員会を月1回開催するとともに、取締役会に出席し、議決権の行使及び業務執行の監査・監督を行いました。また、監査等委員会は、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の監督を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人との定期的な連絡会を設け、情報交換及び意見交換を行い、監査を実施いたしました。さらに常勤の監査等委員は、経営上重要性の高い会議に出席し、必要に応じた調査・評価・提言等を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50%を配当額とすること（配当性向50%）を原則としております。配当性向50%で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討いたします。なお、配当性向につきましては、連結決算を優先いたします。

また、当社では事業規模に応じた適正な水準として、販売費及び一般管理費の3年分を目処に内部留保することとしておりますが、企業価値向上の観点から資本効率等を意識した経営を行うことも重要視しており、両者のバランスを十分に斟酌した資本政策を実施することとしております。内部留保資金につきましては、中長期的な成長戦略に基づき、主に研究開発や新たな事業展開への必要資金として活用し、継続的な企業価値向上に努めております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者であると同時に、当社の企業価値の源泉を理解し様々なステークホルダーとの間で円滑な関係を構築できる者が望ましいと考えております。現時点におきまして「敵対的買収防衛策」を導入する計画はありませんが、株主の皆さまから負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者に備えた適切な対応も必要であると考えております。「敵対的買収防衛策」につきましては、大株主の異動状況や社会的な動向も見極めつつ、弾力的な検討を進めてまいりたいと考えております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,018	861	7,341	△0	9,221
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			468		468
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	468	－	468
当連結会計年度末残高	1,018	861	7,809	△0	9,690

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	91	0	91	－	－	9,313
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						468
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	27	△0	27	3	24	54
当連結会計年度変動額合計	27	△0	27	3	24	522
当連結会計年度末残高	118	－	118	3	24	9,836

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称等

連結子会社の数 2 社

主要な連結子会社の名称 ax株式会社

モーションポートレート株式会社

連結の範囲の変更 当連結会計年度において、ax株式会社は新規設立に伴い連結の範囲に含めております。

bitcraft株式会社、モーションポートレート株式会社は、ax株式会社が株式を取得し子会社化したことに伴い、連結の範囲に含めております。なお、bitcraft株式会社は2019年10月1日付でax株式会社が吸収合併したため、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 株式会社VIPPOOL

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 株式会社VIPPOOL

持分法を適用していない理由

持分法適用外の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としてもその影響は重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

・ 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・ その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産

・製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

2. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,070百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	11,187,749株	－	－	11,187,749株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	152株	－	－	152株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年6月30日 定 時 株 主 総 会	普通株式	234	利益剰余金	21	2020年3月31日	2020年7月1日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金（銀行預金等）を保有しております。また、現在保有する資金を超える資金が必要と判断された場合には、都度の状況等を勘案し、資金調達を実施する方針としております。

保有する銀行預金等の金融資産のうち、一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用することにより金融資産の活用と保全の両立を図ることとしております。また、デリバティブ取引は為替変動リスクを回避する目的で利用しリスクを伴う投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、月末締め翌月精算を基本としており可能な限り短期間での精算とすることでリスクの低減を図っております。

有価証券は、保有する銀行預金等のうち、一時的な余資と判断された資金で購入する国庫短期証券で構成されるものとし、概ね国庫短期証券と同程度のリスクを超える金融商品

は保有しない方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との連携を確認する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、営業債権である売掛金と同様に月末締め翌月精算を基本としており、概ね1ヵ月で精算することとしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権の管理に関して債権管理規程を規定し、当該規程に従った管理を行っております。新規の取引先につきましては、取引開始時における信用調査を管理グループが担当しております。また、継続取引における取引先に向けた債権につきましては、営業グループが当該取引先の財政状態及び当該取引先との取引に係る債権の期日、残高等を確認しており、管理グループによる定期的な確認と併せた管理を行っております。

当社では、主に上記の管理を実施することにより、営業債権の回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券を構成する債権は、すべて安全性の高い国庫短期証券で構成する方針のため、信用リスクは僅少であります。

当連結会計年度の決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

- ・市場リスクの管理

当社は、取引先企業との連携を確認する目的で証券取引所市場に上場している企業の株式を保有しており、また、投資事業有限責任組合への出資を投資有価証券として貸借対照表に計上しております。当該投資有価証券につきましては、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、当月における資金決済状況と残高推移及び翌月における資金決済予定の見通しと予定残高推移見通しの確認を実施し、資金決済に関する安全性に配慮した運用を実施することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち、90%が大口顧客3社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	8,071	8,071	－
②売掛金	862		
貸倒引当金 (※)	△0		
	862	862	－
③投資有価証券	168	168	－
資産計	9,101	9,101	－
①買掛金	662	662	－
②未払法人税等	122	122	－
負債計	784	784	－

(※) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、信用リスク管理も実施している点に鑑み、その時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、株式等の取引所における価格によっております。

負債

① 買掛金

買掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

② 未払法人税等

未払法人税等は、短期間で決済されるため、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	116百万円
投資事業有限責任組合への出資	376百万円
関係会社株式	51百万円

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,071	—	—	—
売掛金	862	—	—	—
合計	8,933	—	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 876円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 41円85銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、役員報酬制度を一部見直し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、2020年6月30日開催予定の第25期定時株主総会において、本制度にかかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として年額30百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数37,500株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。)

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった場合は、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとする。

また、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点よ

り前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

7. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
東京都千代田区	新規事業関連の事業用資産	工具器具備品 ソフトウェア
東京都渋谷区	新規事業関連の事業用資産	工具器具備品 特許権

当社グループは、事業セグメントを基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、特定の事業セグメントとの関連が明確ではない資産については共用資産としております。

当連結会計年度において、収益性の低下により投資額の回収が見込めない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（21百万円）として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを零とみなして算定しております。

8. 企業結合に関する注記

(連結子会社における取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 bitcraft株式会社

事業の内容 コンピュータソフトウェアの開発、販売等

②企業結合を行った主な理由

当社の連結子会社であるax株式会社は、機械学習（AI）、ミドルウェア領域の事業を推進しており事業規模の早期拡大を目指しております。同社の事業を加速させるためにはAI技術者やグローバルな人材の獲得が重要であるとの認識のもと、高い技術水準をもち、国や言語の壁を越えたグローバルな人材で構成されているbitcraft株式会社を子会社化することにより、新規事業の加速化、当社グループのグローバルな事業展開が期待できると考えております。

③企業結合日

2019年7月1日

④企業結合の法的形式

株式取得

- ⑤結合後企業の名称
名称に変更はありません。
- ⑥取得した議決権比率
100%
- ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
連結子会社であるax株式会社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- 2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
みなし取得日を2019年9月30日としておりましたが、2019年10月1日付でax株式会社が同社を吸収合併しております。
- 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得価額につきましては、当事者間の合意により非公表としておりますが、第三者による評価額を基に、適正価額を算出しております。
- 4. 企業結合契約に定められた条件付取得対価の取得対価の内容及び今後の会計処理方針
 - (1) 条件付き対価の内容
一定期間における主要な技術者の退職があった場合、取得対価（未払部分）の一部を減額する契約としております。
 - (2) 今後の会計処理方針
取得対価の減額が発生した場合には、取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正処理する方針です。
- 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - (1) 発生したのれん
59百万円
 - (2) 発生原因
主として今後の事業展開に期待される将来の超過収益力により発生したものであります。
 - (3) 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却

(連結子会社における取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

- ①被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 モーションポートレート株式会社
事業の内容 コンピュータソフトウェアの開発、販売等
- ②企業結合を行った主な理由
当社の連結子会社であるax株式会社は、機械学習（AI）、ミドルウェア領域の事業を推進しており事業規模の早期拡大を目指しております。当社グループが保有するAIに関する先端技術と、モーションポートレート株式会社が保有する画像認識、画像処理技術を融合させることによりAI領域におけるサービスの拡充を図り、新たな価値を顧客に提供することで機械学習（AI）領域の事業拡大が図れるものと考えております。
- ③企業結合日
2019年8月1日
- ④企業結合の法的形式
株式取得

- ⑤結合後企業の名称
名称に変更はありません。
- ⑥取得した議決権比率
100%
- ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
連結子会社であるax株式会社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- 2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
みなし取得日を2019年9月30日としており、2019年10月1日から2020年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結計算書類に含めております。
- 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得価額につきましては、当事者間の合意により非公表としておりますが、第三者による評価額を基に、適正価額を算出しております。
- 4. 負ののれん発生益の金額、発生原因
 - (1) 負ののれん発生益の金額
0百万円
 - (2) 発生原因
企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(連結子会社による孫会社の吸収合併)

当社の連結子会社であるax株式会社は、同社の100%子会社であるbitcraft株式会社を2019年10月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称	bitcraft株式会社
事業の内容	コンピュータソフトウェアの開発、販売等

②企業結合日

2019年10月1日

③企業結合の法的形式

ax株式会社を吸収合併存続会社、bitcraft株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

ax株式会社

⑤その他の取引の概要に関する事項

経営資源の集約により、当社グループの経営効率化を図るものであります。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの建物賃貸借契約に伴う、原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を37.75年～50年と見積り、割引率は1.001%～2.301%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	37百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	38百万円

10. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が1年程度の期間にわたるものと仮定し繰延税金資産の回収可能性の判断に用いるなど、一定の仮定のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 繰越利益剰余金 積 立 金 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,018	861	861	1	8,200	△859	7,341	△0	9,221
当 期 変 動 額									
別途積立金の取崩					△8,200	8,200	－		－
当 期 純 利 益						523	523		523
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	△8,200	8,723	523	－	523
当 期 末 残 高	1,018	861	861	1	－	7,864	7,865	△0	9,745

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	91	0	91	－	9,313
当 期 変 動 額					
別途積立金の取崩					－
当 期 純 利 益					523
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	27	△0	27	3	30
当期変動額合計	27	△0	27	3	554
当 期 末 残 高	118	－	118	3	9,867

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・関係会社株式
- ・その他有価証券
- 時価のあるもの
- 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

- ・製品
- ・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、区分掲記しておりました「固定資産除却損」（当事業年度は0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,068百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

金銭債権 1百万円

金銭債務 7百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費の総額 1,536百万円

(2) 関係会社との取引高

営業取引の取引高 12百万円

営業取引以外の取引高 15百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	152株	—	—	152株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

減価償却費損金算入超過額 12百万円

一括償却資産損金算入超過額 1百万円

未払事業税 13百万円

資産除去債務 11百万円

投資有価証券評価損 118百万円

税務上の繰延資産 123百万円

税務上の繰越欠損金 405百万円

その他 40百万円

繰延税金資産小計 726百万円

評価性引当額 △631百万円

繰延税金資産合計 95百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △52百万円

資産除去債務 △8百万円

繰延税金負債合計 △60百万円

繰延税金資産の純額 34百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 881円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円82銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、役員報酬制度を一部見直し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。

概要は「連結注記表 6. 重要な後発事象に関する注記」をご参照下さい。

10. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
東京都千代田区	新規事業関連の事業用資産	工具器具備品 ソフトウェア

当社は、事業セグメントを基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、特定の事業セグメントとの関連が明確ではない資産については共用資産としております。

当事業年度において、収益性の低下により投資額の回収が見込めない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（15百万円）として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを零とみなして算定しております。

11. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が1年程度の期間にわたるものと仮定し繰延税金資産の回収可能性の判断に用いるなど、一定の仮定のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。